

様式44

令和4年6月1日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 三重県いなべ市北勢町阿下喜680番地

医療法人の名称 医療法人（社団）大和会

理事長 日下 政哉

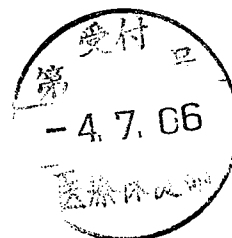
電話 0594（72）6811

決 算 届

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	日下病院	三重県いなべ市北勢町阿下喜 680 番地	一般病床 106 床 療養病床 48 床 [医療保険 48 床] [介護保険 0 床]
介護老人 保健施設	銀花	三重県いなべ市北勢町阿下喜 680 番地	入所定員 100 名 通所定員 20 名
介護老人 保健施設	オアシス	三重県いなべ市北勢町阿下喜 3732 番地	入所定員 100 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月26日	令和2年度決算報告
〃	奨学の寄付行為の承認
令和4年3月23日	理事及び監事の任期満了に伴う改選
〃	令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人（社団）大和会

※医療法人整理番号

所在地 三重県いなべ市北勢町阿下喜680番地

財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	2,252,143 千円
2. 負 債 額	699,113 千円
3. 純 資 産 額	1,553,030 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,181,562
B 固 定 資 産	1,070,581
C 資 産 合 計 (A+B)	2,252,143
D 負 債 合 計	699,113
E 純 資 産 (C-D)	1,553,030

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人(社団)大和会

※医療法人整理番号

所在地 三重県いなべ市北勢町阿下喜680番地

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,181,562	I 流動負債	418,974
現金及び預金	721,472	買掛金	100,344
未収金	414,778	短期借入金	200,000
たな卸資産	31,491	未払金	22,481
前払費用	412	未払費用	57,294
短期貸付金	13,091	未払法人税等	19,618
その他の流動資産	318	未払消費税等	3,610
II 固定資産	1,070,541	預り金	15,332
1 有形固定資産	868,016	その他の流動負債	294
建物	1,617,437	II 固定負債	280,140
建物付属設備	968,225	長期借入金	280,140
構築物	101,072		
医療用器械備品	405,805		
車両及び船舶	42,102		
工具器具備品	71,608		
土地	102,075		
減価償却累計額	△ 2,440,308		
2 無形固定資産	52,727		
借地権	31,000		
ソフトウェア	20,815		
その他の無形固定資産	912		
3 その他の資産	149,797		
保険積立金	24,173		
長期前払費用	121,468		
その他の固定資産	4,156		
III 繰延資産	40		
その他の繰延資産	40		
資産合計	2,252,143		
		負債合計	699,113
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基金	250,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	1,303,030
		繰越利益積立金	63,386
		設立等積立金	1,239,644
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	1,553,030
		負債・純資産合計	2,252,143

あると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当で

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人（社団）大和会
所在地 三重県いなべ市北勢町阿下喜680番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,773,573
2 事業費用		
(1)事業費	565,093	
(2)本部費	2,100,289	2,665,382
本来業務事業利益		108,191
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		108,191
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	75,115	75,116
III 事業外費用		
支払利息	3,195	
その他の事業外費用	77,957	81,152
経常利益		102,156
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	3,769	3,769
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	6,655	6,655
税引前当期純利益		99,270
法人税・住民税及び事業税	24,877	
法人税等調整額		
当期純利益		74,393

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人（社団）大和会
理事長 日下 政哉 殿

私（注1）は、医療法人大和会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月30日

医療法人（社団）大和会

監事 出口 昌史



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。